

# 国民健康保険税前納制度について

外国人の税・社会保険料の未納付防止等に向けて、令和8年度より日本人を含め、海外から入国した被保険者の初年度の保険税について、通常の納期限から前倒して一括納付が可能となる

**「前納」**の仕組みが導入できるようになります。

取手市外国人被保険者は、留学生や技能実習生など、短期間の加入者が多く、「前納」制度を導入した場合、納付された保険税を還付しなければならない事務が多くなることが予想されるため、**令和8年度の導入は見送りとしたいと考えております。**

先行して導入する市町村の効果等を検証しながら、導入の是非や、導入時期などを検討させていただきます。令和7年11月現在、県内で導入を予定している市町村はありません。